

放射線測定器運用規程

(公社) 宮城県放射線技師会

(事業内容)

第1条 公益社団法人宮城県放射線技師会(以下本会とする)が所有する放射線測定器(ファントム含む)を、本会正会員(以下会員)に貸出す事業とする。

(事業目的)

第2条 会員自らが勤務する施設において、下記での使用を目的とする。

- (1) 電離放射線使用管理区域の漏洩線量測定や管理
- (2) 診療目的に則した照射条件の最適化や日常の放射線機器の品質管理
- (3) 患者被ばく線量の把握
- (4) 放射線被ばく相談への対応と検査説明責任を行うための利用等

(貸出対象者)

第3条 1 本会の正会員であること。

2 本規定に沿って申請を行い承認された者であること。

(貸出料金)

第4条 1 貸出し料金は無料とする。

2 搬送に伴う費用は貸出対象者の負担とする。

(申込方法)

第5条 本会ホームページより指定の申込み用紙をダウンロードし、必要事項記載の上メールにて申請する。

なお、申し込みは測定器借用を希望する当日の4週間前までとする。

(1) 申込用紙ダウンロード

ホームページ URL; <https://www.radtech-miyagi.or.jp/>

(2) 申込み先

メールアドレス; office@radtech-miyagi.or.jp

(貸出期間)

第6条 1 貸出期間は1週間とする。

2 貸出期間の延長を希望する場合は申込み用紙を用いて延長申請を行う。

①申請書はPDFにて提出する。

②提出先: office@radtech-miyagi.or.jp

3 延長期間は返却予定日から最大1週間とする。

(測定器の受渡し)

第7条 1 測定器の受渡しは、本会会館事務室または宅配便とする。

なお、会館での受渡しを希望される場合、火・木・金曜日の12時~15時となる

- 2 宅配便を希望する場合の料金は借用する貸出対象者が全額負担する。
- 3 運搬については破損の恐れのない方法で行うこと。
- 4 返却にあたっては、受領時の原状回復で返却すること。

(測定の実施・記録)

第8条 測定及び記録については貸出対象者自らの責務にて実施すること。

(測定器の管理)

第9条 貸出し測定器の精度管理は本会が行う。

(測定器の破損について)

第10条 1 受領後に測定器及び付属品の故障・破損または紛失が確認された場合は、貸出対象者が遅延なく本会へ報告を行なうこと。

2 本会が契約した保険会社との契約にて対応し、修理負担を請求しない

3 故障・破損または紛失が故意によるものと判明した場合は、貸出対象者の責任のもとに原状復帰の対応をすること。

(貸出機器)

第11条 貸出対象の線量測定機器

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 電離箱式サーベイメーター ICS-323C (日立アロカ社) | 1台 |
| (2) 胸・腹部用X線水ファントム JIS Z 4915 | 1台 |
| (3) X線QAアナライザ Piranha (RTI社) | 1台 |
| (4) CTDI用測定ファントム (アクロバイオ社) | 1台 |

* 付属：操作マニュアルなど

(規定の改廃)

第12条 本規定の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成29年7月26日制定

令和6年1月24日一部改正